

25 - 23 芸術文化・スポーツ振興事業

『合併協定項目(案)』

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

- (1) 釧路市立博物館及び釧路市埋蔵文化財調査センター
- (2) 釧路市立美術館
- (3) 釧路市民文化会館及び音別町町民文化会館
- (4) 阿寒国際ツルセンター及びマリモ展示観察センター
- (5) スポーツ施設

施設は現行を引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての管理運営を調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

- (1) 小・中学校施設のスポーツ開放
- (2) 体育指導委員

各地域の意見が反映される委員構成を検討。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

- (1) 文化財保護条例
- (2) スポーツ推進体制

合併後1年程度で体制を統合。

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

- (1) 市町主催のスポーツイベント

合併後2年程度で新市としての事業振興を調整。

- (2) 市町が開催している作品展、演劇会など「芸術文化振興に係るその他主要事業」

合併後1年程度で新市としての事業振興を調整。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市立博物館	16 - 06 - 01 - 01	
	(2) 釧路市埋蔵文化財調査センター	16 - 06 - 01 - 05	
	(3) 埋蔵文化財包蔵地	16 - 06 - 01 - 06	
	(4) 埋蔵文化財発掘調査	16 - 06 - 01 - 08	
	(5) 釧路市立美術館	16 - 06 - 01 - 10	各市町所有美術作品の管理方法や公開を検討
	(6) 釧路市民文化会館及び音別町町民文化会館	16 - 06 - 01 - 13 16 - 06 - 01 - 15	
	(7) 史跡北斗遺跡展示館	16 - 06 - 01 - 18	
	(8) 音別町ふれあい図書館内収蔵庫及び他市町における郷土資料保存(「郷土資料保存施設の設置」)	16 - 06 - 01 - 21	
	(9) 阿寒国際ツルセンター及びマリモ展示観察センター(「その他芸術・文化施設の設置」及び「その他芸術・文化施設の利用」)	16 - 06 - 01 - 22 16 - 06 - 01 - 24	
	(10) 市町指定文化財	16 - 06 - 02 - 05	
	(11) 文化協会または実行委員会組織が各市町で主催している文化祭	16 - 06 - 02 - 10	
	(12) スポーツ施設	16 - 07 - 01 - 01 16 - 07 - 01 - 03	施設は現行を引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての管理運営を調整
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 小・中学校施設のスポーツ開放	16 - 02 - 02 - 17	
	(2) 埋蔵文化財保護のための事前協議	16 - 06 - 01 - 07	
	(3) 体育指導委員	16 - 07 - 02 - 06	各地域の意見が反映される委員構成を検討
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 釧路市立博物館の各種調査	16 - 06 - 01 - 03	
	(2) 資料展示、講座開催など「博物館に係るその他主要事業」	16 - 06 - 01 - 04	新市における移動博物館や地域講座の開催を検討
	(3) 文化財保護条例	16 - 06 - 02 - 01	
	(4) 芸術文化関係表彰制度	16 - 06 - 02 - 09	
	(5) スポーツ推進体制	16 - 07 - 02 - 01	合併後1年程度で体制を統合
	(6) スポーツ関係表彰制度	16 - 07 - 02 - 05	
4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 市町が開催している作品展、演劇会など「芸術文化振興に係るその他主要事業」	16 - 06 - 02 - 11	合併後1年程度で新市としての事業振興を調整
	(2) 市町主催のスポーツイベント	16 - 07 - 02 - 07	合併後2年程度で新市としての事業振興を調整

(3) 市町が開催している体育祭、スポーツクラブ育成事業など「スポーツ振興に係るその他主要事業」	16 - 07 - 02 - 08	(同上)
--	-------------------	------

先行調整項目の【16-06-02-06】「芸術・文化団体」及び【16-07-02-02】「スポーツ団体」は協定項目【18】「公共的団体等の取扱い」に、【16-07-01-02】「スポーツ施設の使用料」は協定項目【19】「使用料、手数料等の取扱い」に分類されているもの。